

## 津市ひさい地域だより広告掲載実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、本市が発行するひさい地域だよりへの広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、縦3センチメートル、横8センチメートルとする。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告掲載の位置は、ひさい地域だよりにおける所定の位置とする。

2 広告掲載の数は、毎号2枠とする。

(広告掲載の方法)

第4条 広告掲載の方法は、ひさい地域だよりへの印刷（4色プロセスカラー）によるものとする。

(広告掲載の料金)

第5条 広告掲載の料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の募集方法)

第6条 広告掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、本市のホームページ等における公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、募集の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、ひさい地域だより広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告掲載の優先順位は、次に掲げる順位による。

- (1) 企業又は自営業者のうち、久居地域内に事業所等を有するものの広告
- (2) 企業又は自営業者のうち、本市の区域内（久居地域を除く。）に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による提出があつた場合は、要綱第5条に規定する津市広告掲載審査委員会の審査を経て、各号ごとに広告掲載を行う者（以下「広告主」という。）を決定するものとする。

2 前項の場合において、申込者の数が広告掲載の数を超えるときは、抽選により広告主を決定するものとする。

3 市長は、広告主を決定したときは、その結果をひさい地域だより広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

4 広告主は、市長が指定する期日までに、市長に広告案を提出するものとする。

（広告の確認等）

第10条 市長は、前条第4項の規定による提出があつた場合は、津市広告掲載審査委員会の審査により、その内容等を速やかに確認し、必要があると認めるときは、広告主に修正を求めるものとする。

（広告案の費用負担）

第11条 広告案の作成は広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担するものとする。

（掲載料金の納入）

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により掲載料金を一括して納入しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告案の提出がないとき。

(2) 第10条の規定による修正を行わないとき。

(3) 指定する期日までに掲載料金の納付がないとき。

(4) 要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合においては、本市は、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、ひさい地域だよりへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により、広告掲載の取下げを希望する号の発行日の60日前までに市長に申し出なけ

ればならない。

(掲載料金の返還)

第15条 既納の掲載料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により広告掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項の規定により返還する掲載料金には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、当該広告の内容に関し全ての責任を負うものとする。

(委任)

第17条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成30年3月1日から施行し、同年7月1日以後に発行するひさい地域だよりの広告掲載について適用する。

附 則

この基準は、令和3年2月1日から施行する。